

双葉町在宅老人介護用品給付事業実施要綱の一部を改正する訓令をここに公布する。

令和8年4月1日

双葉町長 伊澤 史朗

双葉町訓令第4号

双葉町在宅老人介護用品給付事業実施要綱の一部を改正する訓令

双葉町在宅老人介護用品給付事業実施要綱（平成14年双葉町訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

様

双葉町長

介護用品給付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった介護用品の給付について、下記のとおり決定しました。

記

1 給付する

(1) 利用者

(2) 給付開始年月日 年 月 日から

(3) 給付場所 受給者又は申請者が介護用品を直接購入する。

2 給付しない

理由

不服申立て及び取消訴訟

1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に双葉町長に対し審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限り、双葉町を被告として（訴訟において双葉町を代表する者は双葉町長となります。）提起することができます（なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であれば、提起することができます（なお、その審査請求に対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その審査請求に対する決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。